

## 小浜市空家等除却支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、老朽化して危険な空家等の撤去を促進し、市民の安全かつ安心な生活環境の確保および地域の住環境の向上を図ることを目的に、老朽化して危険な空家等を除却する者に対し、市が予算の範囲内で除却に必要な費用の一部を助成する小浜市空家等除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建築物または、これに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 老朽空家等 市が空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等と判定したものおよび住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。
- (3) 準老朽空家等 昭和56年5月31日までに着工または建築された木造の空家等で、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項第1号の規定により、構造の腐朽または破損の程度を外観目視により評定した評点の合算が25点以上であるものをいう。
- (4) 所有者等 空家等の所有者または管理者をいう。ただし、その者が死亡している場合は、その相続人
- (5) 土地所有者等 空家等の敷地の所有者または管理者をいう。ただし、その者が死亡している場合は、その相続人
- (6) 解体撤去業者 県内に事業所を置く建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた建設業者または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた解体工事業者をいう。
- (7) 居住誘導区域 小浜市立地適性化計画における居住誘導区域をいう。

- (8) 狭あい道路 幅員2.5m未満の道をいう。
- (9) 跡地利用 老朽空家等または準老朽空家等を除却した後、当該敷地に関して次のいずれかの行為を行うことをいう。
  - ア 除却した年度またはその翌年度の間に、当該敷地内で一戸建ての住宅を建設して居住すること。
  - イ 当該敷地を売却すること。
  - ウ 当該敷地を自治会等が活用すること。

(対象空家等)

第3条 この要綱による補助の対象となる空家等(以下「対象空家等」という。)は、老朽空家等または準老朽空家等であって次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に存するもの
- (2) 公共事業による移転、建替え等他事業の補償対象となっていないもの
- (3) 国または地方公共団体が所有するものでないもの

(対象除却工事)

第4条 この要綱による補助の対象となる工事(以下「対象除却工事」という。)は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する工事とする。

- (1) 前条に規定する対象空家等の全部を除却する工事
- (2) 解体撤去業者に請け負わせる工事
- (3) この要綱による補助を受けようとする年度の3月25日までに市に工事完了報告書が提出できる工事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、対象除却工事としない。

- (1) 法第22条第3項に規定する命令を受けた対象空家等を除却する工事
- (2) 補助金の交付を決定する前に着手した工事
- (3) 舗装、浄化槽等の地下埋設物等の除却工事
- (4) この要綱に基づく補助金のほかに、国または地方公共団体の補助を受けて行う工事
- (5) その他市長が適当でないと認める工事

(補助対象者)

第5条 この要綱による補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、前条に規定する対象除却工事を行う対象空家等の所有者等または市長が特に認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 所有者等の他に所有権その他の権利(共有名義の場合の持分権および賃借権を含む。)を有する者がある場合において、対象空家等の除却について、その者の同意を得られない者

(2) 相続人が複数の場合において、対象空家等の除却について全ての相続人の同意を得られない者

(3) 所有者等と土地所有者等が異なる場合において、対象空家等の除却について全ての土地所有者等の同意を得られない者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象除却工事に要する費用(消費税および地方消費税相当額を含む)に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 特定空家等の場合 50万円

(2) 特定空家等以外の老朽空家等の場合 25万円

(3) 準老朽空家等の場合 10万円

2 対象空家等が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の上限に50万円(準老朽空家等の場合は10万円)を加える。

(1) 対象空家等の主たる構造が木造以外であるもの(準老朽空家等は除く。)

(2) 対象空家等の延床面積が200㎡以上であるもの

(3) 対象空家等の敷地が狭あい道路沿いまたは未接道であるもの

(4) 居住誘導区域内に所在する対象空家等を除却した後、跡地利用を行うもの

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、小浜市空家等除却支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係

書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 空家等の位置図
- (2) 除却工事の見積書
- (3) 空家等の現況写真
- (4) 市税等の納税を証する書類
- (5) 所有者等であることが確認できる書類
- (6) 所有者が複数の場合は、空家等除却工事施工同意書（様式第2号）
- (7) 所有権以外の権利（賃借権を含む。）がある場合は、当該権利者の同意書（様式第2号）
- (8) 当該空家等と土地の所有者が異なる場合は、土地所有者の同意書（様式第2号）
- (9) 相続人が複数の場合は、確約書（様式第3号）
- (10) 跡地利用を行う場合は、次のアからウに掲げるいずれかの書類
  - ア 確認済証
  - イ 土地売買契約書
  - ウ 自治会等との協定書または土地使用貸借契約書
- (11) その他市長が特に必要と認める書類  
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る事項を審査その他必要な調査の上、その適否を決定し、適当と認めたときは、小浜市空家等除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不適当と認めたときは小浜市空家等除却支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（対象工事の辞退）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、対象除却事業を辞退するときは、速やかに小浜市空家等除却支援事業補助金辞退届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、前条の規定による補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（完了報告）

第10条 交付決定者は、対象除却工事の完了後速やかに小浜市空家等除却支援事業補助金完了実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書または請書の写し
- (2) 工事完了写真
- (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出の写し（対象除却工事が同法第9条第1項に規定する対象建設工事に該当するものに限る。）
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票
- (5) 領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付額確定通知）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項の審査および現地確認の上、補助金の額を確定し、小浜市空家等除却支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求および交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、小浜市空家等除却支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求を受けた場合には、速やかに交付決定者に対して支払を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定または交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、法令またはこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、交付決定者に対し、小浜市空家等除却支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る事項について既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、小浜市空家等除却支援事業補助金返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

2 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（書類の保管）

第15条 申請者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。